

# **Press Release**

埼玉労働局発表 平成 29 年 12 月 12 日

#### 【照会先】

埼玉労働局職業安定部

職業対策課長補佐 堀口 康成地方障害者雇用担当官 鈴木 勇

(電 話) 048(600)6209

# 民間企業の障害者の実雇用率は、2.01%

~雇用義務化となった昭和51年(1976年)以降、埼玉県として初めて法定雇用率を上回る~

厚生労働省埼玉労働局(局長 荒木祥一)では、今般、埼玉県内に本社をおく企業 や地方公共団体などの平成 29 年 6 月 1 日現在における障害者の雇用状況を取りまと めましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率、民間企業の場合は 2.0%)以上の障害者を雇用することを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、 精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、 それを集計したものです。

### 【集計結果の主なポイント】

### <民間企業>(法定雇用率 2.0%)

- ○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新
- ・雇用障害者数は、前年に比べて 928.5 人 (7.7%) 増加し、12,912.5 人
- ・実雇用率は、前年に比べて 0.08 ポイント上昇し、2.01%
- ○法定雇用率達成企業割合は、前年に比べて 0.4 ポイント上昇し、49.4%

### <公的機関>(同 2.3%、埼玉県等の教育委員会は 2.2%)※( ) は対前年の値

- ・埼玉県の6機関の平均実雇用率は2.62%(2.73%)で、6機関すべてにおいて、 法定雇用率を達成。
- ・市町村の93機関の平均実雇用率は2.47%(2.50%)で、86機関が法定雇用率を 達成するも、7機関が未達成。
- ・埼玉県等の4教育委員会の平均実雇用率は2.21%(2.21%)で、<u>4機関全てが法</u> 定雇用率を達成。
- ・特殊法人2機関の平均実雇用率は1.85%(1.89%)で、1機関が法定雇用率を達成するも、1機関が未達成。

- 民間企業における実雇用率は、2.01%(全国 28 位(前年 30 位))と前年に比べ 0.08 ポイント上昇し、全国平均の実雇用率 1.97%(前年比 0.05 ポイント増)を昨年に引き続き上回り、また、障害者の雇用義務化(昭和 51 年)以降、埼玉県として初めて法定雇用率を上回った。
- 法定雇用率達成企業割合は、前年と比べ 0.4 ポイント上昇 し 49.4% (前年 49.0%) となった。
- 民間企業で働く障害者の数は12,912.5人と、前年に比べて928.5人増加となった。 また、このうち新規雇用された障害者は1,728.5人と、前年の1,447.5人を上回った。
- 埼玉県の6機関は、全て法定雇用率を達成した。また、平成27年に全国の県教育委員会で最も不足数の多かった埼玉県教育委員会は、昨年に引き続き法定雇用率を達成した。
- 県内の市町村機関のうち、法定雇用率を達成している機関の割合は、92.5%であり、全国平均の88.2%を上回った。また、6月1日時点で未達成の機関は7機関であったが、そのうち4機関については、その後、不足数を解消した。
- 平成28年度に県内ハローワークを通じた障害者の就職件数は3,958件と7年連続 で過去最高を更新した。対前年度比は、全国平均が3.4%増のところ埼玉県は11.8% 増と伸び率が顕著であった。(参考)
  - ※ 全国の雇用状況報告については、厚生労働省のホームページ (http://www.mhlw.go.jp/) をご覧ください。

### (埼玉県内の雇用率)

	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
雇用率	1. 59%	1. 51%	1.62%	1. 71%	1.80%	1.86%	1. 93%	2.01%
全国順位	42 位	47 位	39 位	35 位	31 位	33 位	30 位	28 位

# ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、 それぞれ以下の割合(法定雇用率)に相当する数以上の障害者を雇用しなければならな いこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である(なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる)。

	(一般の民間企業 2.0%
$\bigcirc$	民間企業       2.0%         (50人以上規模の企業)       特殊法人等         2.3%
	特殊法人等
	─ 労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
	( 労働者数43.5人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等
$\bigcirc$	国、地方公共団体 2.3%
	(43.5人以上規模の機関)
$\bigcirc$	都道府県等の教育委員会 2. 2%
	(45.5人以上規模の機関)
	(カッコ内は、それぞれの割合(法定雇用率)によって1人以上の

# 【一般民間企業における雇用率設定基準】

身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数 + 失業している身体障害者及び知的障害者の数

障害者雇用率 =

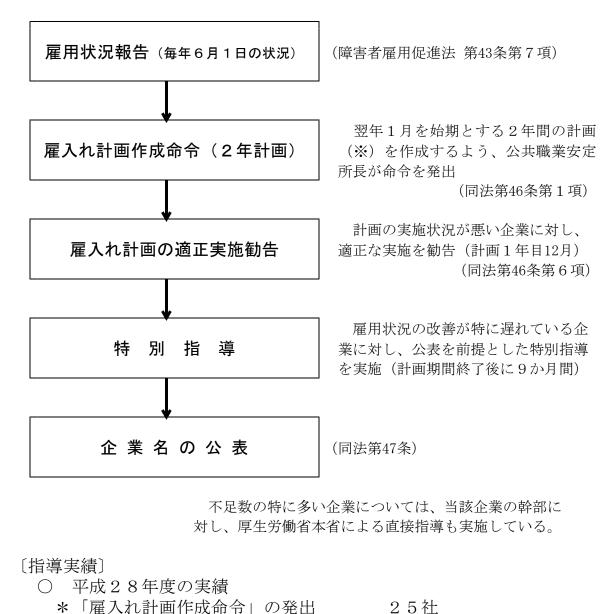
常用労働者数 + 失業者数

障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の 障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、 2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 障害者雇用状況報告書は、支社、支店等の分をとりまとめて企業の主たる事業所(いわゆる本社)の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出することとなっている。

# ◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、 「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



○ 雇入れ計画を実施中の企業 24社(28年度末現在)

7 社

4 社

企業名の公表22年度 1社(再公表)

\*「特別指導」の実施

\* 雇入れ計画の「適正実施勧告」

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

# I 民間企業における雇用状況

# 1 雇用されている障害者の数、実雇用率、達成企業割合

実雇用率は 2.01% (前年 1.93%) で 0.08 ポイント上昇、雇用されている障害者の数は 12,912.5 人 (前年 11,984.0 人) で 7.7% (928.5 人) の増加となり、達成企業割合についても 0.4 ポイントの上昇となった。

	平成 29 年	平成 28 年	対前年増減
雇用障害者数	12, 912. 5 人	11, 984. 0 人	+928.5 人
実雇用率	2. 01%	1. 93%	+0.08
法定雇用率達成企業割合	49. 4%	49.0%	+0.4

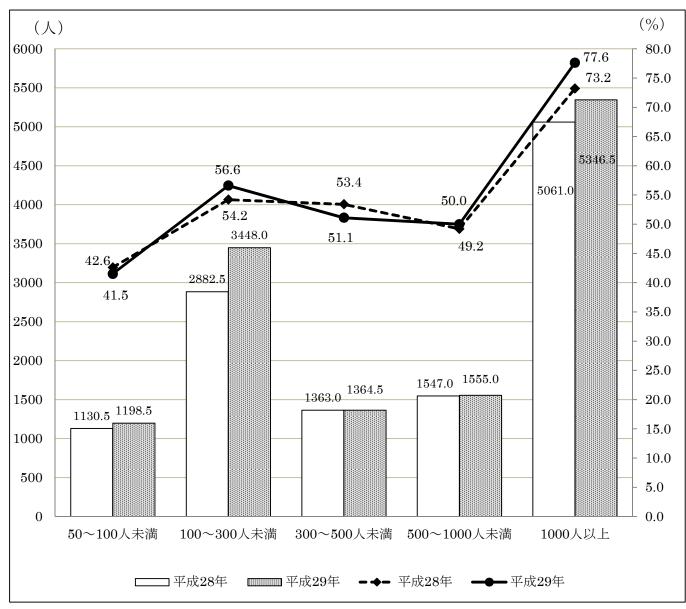
# 2 企業規模別状況

# ① 雇用障害者の数

すべての規模で前年より増加した。

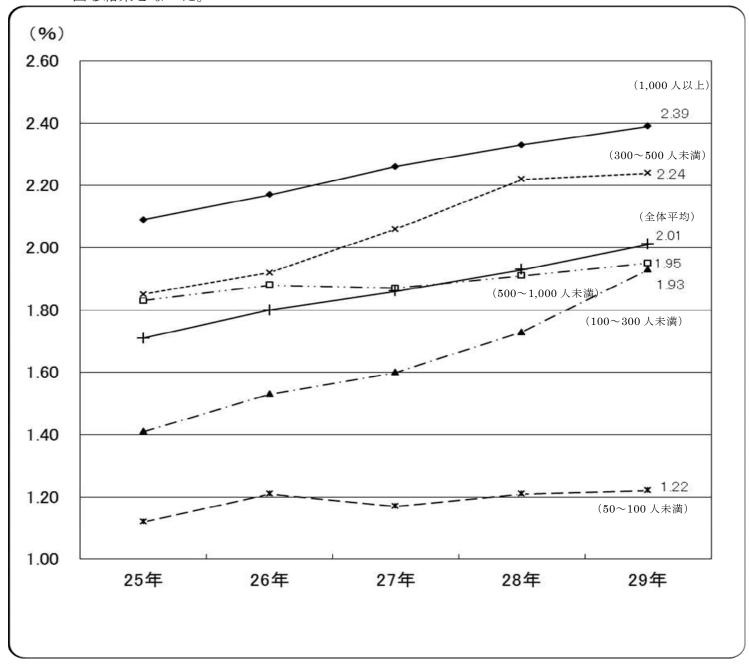
### ② 達成企業割合

100~300 人未満、500~1000 人未満及び 1000 人以上の規模で前年より増加した。



# ③ 実雇用率

企業規模別でみると  $50\sim100$  人未満で 1.22% (前年は 1.21%)、 $100\sim300$  人未満で 1.93% (同 1.73%)、 $300\sim500$  人未満で 2.24% (同 2.22%)、 $500\sim1,000$  人未満で 1.95% (同 1.91%)、1,000 人以上で 2.39% (同 2.33%) であり、すべての規模で前年度を上回る結果となった。



注1:雇用義務のある企業 (平成24年までは56人以上規模、平成25年以降は50人以上規模の企業) についての集計である。

2:「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで (身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 平成23年度以降 (身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 平成18年度以降 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 身体障害者である短時間労働者 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) (身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 知的障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 (知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント) 精神障害者 精神障害者である短時間労働者 精神障害者である短時間労働者 (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント) (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

3: 法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降は2.0%となっている。

# 3 産業別状況 (漁業は対象企業がないため、下記から除外)

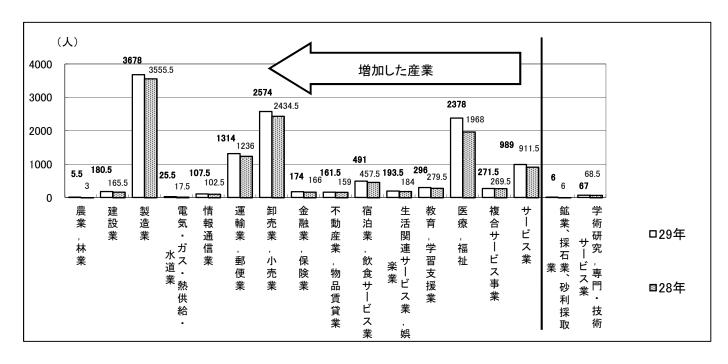
# ① 雇用障害者の数

○増加した産業

農業,林業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業,郵便業、卸売業,小売業、金融業,保険業、不動産業,物品賃貸業、宿泊業,飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育,学習支援業、医療,福祉、複合サービス事業、サービス業

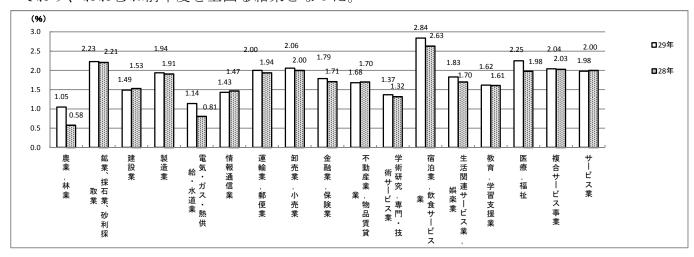
- ○同数の産業 鉱業,採石業,砂利採取業
- ○減少した産業

学術研究,専門・技術サービス業



#### ② 実雇用率

平成29年度は、鉱業,採石業,砂利採取業、運輸業,郵便業、卸売業,小売業、宿泊業・飲食サービス業、医療,福祉、複合サービス事業において法定雇用率(2.0%)を達成しており、おおむね前年度を上回る結果となった。



	農業, 林	鉱業、採 石業、砂 利採取業	建設業	製造業	電気・ガ ス・熱供 給・水道 業	情報通信業	運輸業, 郵便業	卸売業, 小売業	金融業,保険業	不動産 業,物品 賃貸業	学術研究,専門・ 技術サー ビス業	宿泊業, 飲食サー ビス業		教育, 学 習支援業	医療, 福 祉	複合サービス事業	サービス業
29年	1.05	2.23	1.49	1.94	1.14	1.43	2.00	2.06	1.79	1.68	1.37	2.84	1.83	1.62	2.25	2.04	1.98
28年	0.58	2.21	1.53	1.91	0.81	1.47	1.94	2.00	1.71	1.70	1.32	2.63	1.70	1.61	1.98	2.03	2.00

※漁業は該当企業がないため省略した。

# 4 法定雇用率未達成企業の状況

未達成企業のうち、不足数が 0.5 人又は 1 人である企業が 72.9% (前年 71.3%) と過半数を占めている。また、未達成企業のうち障害者を全く雇用していない企業が 65.4% (同 64.2%) であった。

# Ⅱ 地方公共団体・特殊法人における在職状況

# 1 埼玉県の機関(6機関、教育委員会を除く。)

- 埼玉県の機関(法定雇用率 2.3%)の実雇用率は 2.62%(前年 2.73%)、在職している障害者の数は、273.5人(同 281.5人)となった。
- ・ 6機関すべてにおいて、法定雇用率を達成した。

# 2 市町村の機関 (93機関)

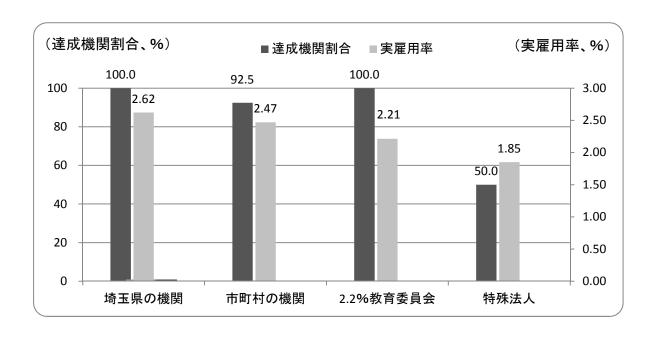
- ・ 市町村の機関(法定雇用率 2.3%)の実雇用率は 2.47% (前年 2.50%)、在職している障害者の数は、1061.0人(前年 1,069.0人)となった。
- 法定雇用率を達成している機関は、86機関(92.5%)であった。

# 3 埼玉県等の教育委員会(4機関)

- 埼玉県等の教育委員会(法定雇用率 2.2%)の実雇用率は 2.21%(前年 2.21%)、在職している障害者の数は、687.5人(前年 682.0人)となった。
- ・ 4機関すべてにおいて、法定雇用率を達成した。

# 4 特殊法人(2法人)

- ・ 特殊法人(法定雇用率 2.3%)の実雇用率は 1.85%(前年 1.89%)、在職している障害者の数は、7.5人(前年 7.5人)となった。
- 法定雇用率を達成している機関は、1機関(50.0%)であった。



# <総括表>

# 1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

【詳細表1(1)】

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達	成企業の数	<ul><li>⑤ 法定雇用率</li><li>達成企業の割合</li></ul>
民間企業	人 <b>642,095.0</b>	人 12,912.5	2.01	企業 <b>1,476</b> /	企業 <b>2,986</b>	% <b>49.4</b>
	( 620,591.5 )	( 11,984.0 )	( 1.93 )	( 1,389 /	2,837)	( 49.0 )

# 2 地方公共団体における在職状況

(1) 法定雇用率2.3%が適用される地方公共団体

【詳細表2(1)、(2)】

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達	成機関の数	<ul><li>⑤ 法定雇用率 達成機関の割合</li></ul>
	人	人	%	機関	機関	%
合 計	53,371.0	1,334.5	2.50	92 /	99	92.9
	( 53,087.0 )	( 1,350.5 )	(2.54)	( 96 /	99 )	( 97.0 )
埼玉県の機関	10,432.0	273.5	2.62	6 /	6	100.0
和 玉 尔 少 风 民	( 10,329.5 )	( 281.5 )	(2.73)	( 5 /	6 )	( 83.3 )
市町村の機関	42,939.0	1,061.0	2.47	86 /	93	92.5
1月19月17月17月1日	( 42,757.5 )	( 1069.0 )	( 2.50 )	( 91 /	93 )	( 97.8 )

#### (2) 法定雇用率2.2%が適用される埼玉県等の教育委員会

【詳細表2(3)】

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	3	実雇用率	④ 法定雇用	率達成機関の数		⑤ 法定雇用率 達成機関の割合
	人	人		%	機関	機関	1	%
合 計	31,042.5	687.5		2.21	4	/ 4		100.0
	( 30,817.5 )	( 682.0 )	(	2.21 )	( 4	/ 4	) (	100.0 )
埼玉県	25,859.0	571.0		2.21	1	/ 1		100.0
教育委員会	( 25,643.5 )	( 565.5 )	(	2.21 )	( 1	/ 1	) (	100.0 )
市町村	5,183.5	116.5		2.25	3	/ 3		100.0
教育委員会	( 5,174.0 )	( 116.5 )	(	2.25 )	( 3	/ 3	) (	100.0 )

# 3 法定雇用率2.3%が適用される特殊法人における雇用状況

【詳細表3(3)】

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達	成機関の数	⑤ 法定雇用率 達成機関の割合
	人	人	%	機関	機関	%
特殊法人	405.5	7.5	1.85	1 /	2	50.0
	( 397.5 )	( 7.5 )	( 1.89 )	( 1 /	2)	( 50.0 )

(注)

- 1 1、3の表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 4 法定雇用率2.2%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び指定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、平成28年6月1日現在の数値である。

# <詳細表>

### 1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

#### (1) 概況

#### ① 概況

区分		② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	障害者及び 重度知的障 重 害者	章害者及び タ 重度知的障 電 手者である 『	C. 重度以 D 外の身体障 の 害者、知的 者	り身体障害者 めび知的障害 音並びに精神		F. うち新規 雇用分		達成企業の	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
民間企業	企業 <b>2,986</b> ( 2,837)	人 <b>642,095.0</b> ( 620,591.5 )	人 <b>2,852</b> ( 2,673 ) (	人 <b>537</b> 498)(	人 <b>5,736</b> ( 5,437 ) (	人 <b>1,871</b> ( 1,406 )	人 <b>12,912.5</b> ( 11,984.0)	人 <b>1,728.5</b> ( 1,447.5)	% <b>2.01</b> ( 1.93 )	企業 <b>1,476</b> ( 1,389)	<b>49.4</b> ( 49.0 )

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントを行っている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成28年6月1日現在の数値である。
- 6 雇用義務のある企業(50人以上規模の企業)についての集計である。

#### ② 障害種別雇用状況

_	1T II II./4	3/HZ/13 // C/D																
		1			②身体	障害者の数					③知	的障害者の数	女			④精神障	害者の数	
		障害者の数	A.重度身 I	3. 重度 :	C. 重度 :I	D.重度以外 :I	3. 計		A.重度	B. 重度	C. 重度 :	D.重度以外	E. 計		A.精神障:	B. 精神 C	. 計	
	ΕZΛ		体障害者」	以外の身	身体障害の	の身体障害	$A \times 2 + B +$	F. うち新	知的障害					F. うち新規雇		障害者で A	$+B\times0.5$	D. うち新
	区分		1	本障害者:	者である	者である短(	$C+D\times0.5$	規雇用分	者			者である短		用分		ある短時・	1	規雇用分
						時間労働者						時間労働者	$\times 0.5$			間労働者	1	
				•	働者	•					働者							
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	. 人	人	人	人	人
1	民間企業	12,912.5	1,957	2.664	343	478	7,160.0	681.0	895	2.051	194	502	4,286.0	620.5	1,021	891	1,466.5	427.0
'	VIII.4	( 11,984.0)	( 1,873 )(	2,619)	315)(	410)(	6,885.0 )	( 705.0)	( 800)	( 1,922)	( 183)	( 445)	( 3,927.5)	( 465.0 )	( 896)	( 551)(	1,171.5 )	( 277.5 )
				· · · · · ·	` '!`	7	, ,	(	` ′		` '	• '	• '	(		` '.		` ′

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②E、③E、④Cの計である。
- 2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。
- 3 ②D欄の重度以外の身体障害者である短時間労働者、③D欄の重度以外の知的障害者である短時間労働者及び④B欄の精神障害者である短時間 労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③E欄、④C欄を算出するに当たり0.5カウントを行っている。
- 4 ②③のA、B欄及び④のA欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のC、D欄及び④のB欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③F欄及び④D欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成28年6月1日現在の数値である。
- 7 雇用義務のある企業(50人以上規模の企業)についての集計である。

# (2) 企業規模別の雇用状況

### ① 概況

	1		2						③ 障害者の	数				4		(5)		6	
区分	企業		算点	官雇用障害者数の 官の基礎となる労 賃数	A.重 者及 障害	び重度知的者		身的	r体障害者、知 対障害者及び精 対障害者	D. 重度以外 の身体障害者 及び知的障害 者並びに精神 障害者である 短時間労働者	$A \times 2 + B + C + D$	F. 5	ち新規雇用分		Ē用率 ②×100	法定 企業	雇用率達成 の数		定雇用率 成企業の 合
		企業		人		人	人		人	人	J		人		%		企業		(
規模計		2, 986		642, 095. 0		2, 852	537	1	5, 736	1, 871	12, 912. 5		1, 728. 5		2. 01		1, 476		49. 4
	(	2,837)	(	620, 591. 5 )	(	2,673)	( 498)	(	5, 437)	(1,406)	( 11, 984. 0)	(	1,447.5)	(	1.93)	(	1,389)	(	49.0
人		企業		人		人	人		人	人	J		人		%		企業		Ç,
50~100未満		1, 416		98, 274. 0		254	52		546	185	1, 198. 5		166. 5		1. 22		588		41.5
	(	1,341)	(	93, 363. 5	(	235)	(47)	(	526)	( 175)	( 1, 130. 5)	(	145.5)	(	1.21)	(	571)	(	42.6
100~300未満		1, 183		179, 078. 5		737	198		1, 340	872	3, 448. 0		644. 0		1. 93		669		56. 6
	(	1, 106)	(	167, 085. 5	(	660)	( 149)	(	1, 204)	(419)	( 2,882.5)	(	422.0)	(	1.73)	(	599)	(	54. 2
300~500未満		174		60, 908. 5		319	46		604	153	1, 364. 5		161.5		2. 24		89		51. 1
	(	178)	(	61, 514. 0	(	326)	( 43)	(	601 )	( 134)	( 1, 363. 0)	(	195.0)	(	2.22)	(	95)	(	53.4)
500~1000未満		128		79, 731. 5		379	58		668	142	1, 555. 0		183. 5		1. 95		64		50. 0
	(	130)	(	81, 203. 0	(	371)	( 68)	(	668)	( 138)		(	174.5)	(	1.91)	(	64)	(	49. 2
1,000以上		85		224, 102. 5		1, 163	183		2, 578	519	5, 346. 5		573. 0		2. 39		66		77. 6
	(	82)	(	217, 425. 5	(	1,081)	( 191)	(	2, 438)		( 5, 061. 0 )	(	510.5)	(	2.33)	(	60)	(	73. 2

183

注 1(1)①の表と同じ

#### ② 障害種別雇用状況

	1			②身体障	管害者の数						③知的障害者	音の数				④精神障害	害者の数	
区分	障害者の数	A.重度身体障 害者	B. 重度以外の 身体障害者	害者である短	D. 重度以外の 身体障害者で ある短時間労働 者	$A \times 2 + B + C +$	F. うち新規雇 用分	A.重度知的 害者		害者害	重度知的障 D. 者である短 知 間労働者 あ 者	重度以外の E 的障害者で A る短時間労働 >	$\times 2 + B + C + D$	F. うち新規 雇用分		情神障害者 る短時間労 行		D. うち新規原用分
規模計	12, 912. 5 ( 11, 984. 0 )	<b>1, 957</b> ( 1, 873 )	<b>2,664</b> ( 2,619 )	<b>343</b> ( 315 )	<b>478</b> ( 410 )	7, 160. 0 ( 6, 885. 0 )	681. 0 ( 705. 0 )	<b>895</b>		人 <b>2,051</b> 1,922 )(	人 <b>194</b> 183 )(	人 <b>502</b> 445 )	<b>4, 286. 0</b> ( 3, 927. 5 )	<b>620. 5</b> ( 465. 0 )	1, <b>021</b> ( 896 ) (	人 <b>891</b> 551 )	人 <b>1,466.5</b> (1,171.5 )	<b>427. 0</b> ( 277. 5 )
人 50~100未満	1, 198. 5 ( 1, 130. 5 )	<b>200</b> ( 185 )	<b>352</b> ( 333 )	<b>39</b> ( 33 )	61 ( 55 )	821.5 ( 763.5 )		<b>54</b>		1 <b>24</b> 126 ) (	13 14 ) (	38 53 )	<b>264. 0</b> ( 266. 5 )		<b>70</b> ( 67 ) (	人 <b>86</b> 67 )	113.0 ( 100.5 )	/
100~300未満	<b>3, 448. 0</b> ( 2, 882. 5 )	<b>567</b> ( 518 )	<b>781</b> ( 723 )	<b>118</b> ( 91 )	<b>174</b> ( 114 )	<b>2, 120. 0</b> ( 1, 907. 0 )		170 ( 142	:	<b>304</b> 270 ) (	<b>80</b> 58 ) (	<b>215</b> 108 )	<b>831. 5</b> ( 666. 0 )		<b>255</b> ( 211 ) (	<b>483</b> 197 )	<b>496.5</b> ( 309.5 )	
300~500未満	<b>1, 364. 5</b> ( 1, 363. 0 )	<b>188</b> ( 187 )	<b>254</b> ( 280 )	<b>30</b> ( 22 )	<b>52</b> (47)	<b>686.0</b> ( 699.5 )		131 ( <sub>139</sub>		<b>224</b> 197 ) (	<b>16</b> 21 ) (	<b>39</b> 41 )	<b>521. 5</b> ( 516. 5 )		<b>126</b> ( 124 ) (	<b>62</b> 46 )	<b>157. 0</b> ( 147. 0 )	
500~1000未満	<b>1,555.0</b> ( 1,547.0 )	<b>302</b> ( 300 )	<b>346</b> ( 369 )	<b>39</b> ( 48 )	<b>51</b> ( 48 )	<b>1,014.5</b> ( 1,041.0 )		77 ( 71	:	<b>180</b> 173 ) (	19 20 ) (	<b>35</b> 39 )	<b>370. 5</b> ( 354. 5 )		<b>142</b> ( 126 ) (	<b>56</b> 51 )	<b>170.0</b> ( 151.5 )	
1,000以上	<b>5, 346. 5</b> ( 5, 061. 0 )	<b>700</b> ( 683 )	<b>931</b> ( 914 )	<b>117</b> ( 121 )	<b>140</b> ( 146 )	<b>2, 518. 0</b> ( 2, 474. 0 )		<b>463</b> ( 398		<b>1,219</b> 1,156 ) (	<b>66</b> 70 ) (	<b>175</b> 204 )	<b>2, 298. 5</b> ( 2, 124. 0 )		<b>428</b> ( 368 ) (	<b>204</b> 190 )	<b>530.0</b> ( 463.0 )	/

注 1(1)②の表と同じ

# (3)産業別の雇用状況 ① 概況

① 概》	兄									-T-	
区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる労働者 数	A.重度身体障害者 及び重度知的障害 者	者及び重度知的		章害者の数 D. 重度以外の身 体障害者をびい 的障害者並びに 精神障害者である 短時間労働者	$A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新規 雇用分		⑤ 法定雇用率達成 企業の数	⑥ 法定雇用率達成企 業の割合
産業計	企業 <b>2,986</b> ( 2,837 )	<b>642, 095. 0</b> ( 620, 591. 5 )	<b>2,852</b> ( 2,673 )	<b>537</b> ( 498 )	<b>5, 736</b> (5, 437)	1, <b>871</b> ( 1, 406 )	<b>12, 912. 5</b> ( 11, 984. 0 )	<b>1,728.5</b> ( 1,447.5 )	2.01 ( 1.93 )	企業 1,476 (1,389)	<b>49. 4</b> ( 49. 0 )
農業、林業	企業 <b>4</b> ( 4 )	<b>523. 0</b> ( 515. 0 )	<b>2</b> ( 1 )	<b>0</b>	<b>1</b> ( 1 )	<b>1</b> ( 0 )	<b>5. 5</b> ( 3. 0 )	<b>0.0</b> ( 0.0 )	1.05 ( 0.58 )	企業 <b>1</b> ( 0 )	<b>25.0</b> ( 0.0 )
漁業	( 0 )	( 0.0 ( 0.0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	<b>0.0</b> ( 0.0 )	<b>0.0</b> ( 0.0 )	( - )	( 0 )	( - )
拡業、採石 業、砂利採取	<b>3</b>	<b>268. 5</b> ( 271. 5 )	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>6.0</b> ( 6.0 )	<b>0.0</b> ( 0.0 )	<b>2. 23</b> ( 2. 21 )	<b>2</b>	<b>66.7</b> (66.7)
<b>建</b> 設業	100 ( 88 )	<b>12, 136. 0</b> ( 10, 848. 0 )	<b>57</b> ( 51 )	<b>8</b> ( 6 )	<b>56</b> ( 56 )	<b>5</b>	180. 5 ( 165. 5 )	10.0 ( 19.5 )	1. 49 ( 1. 53 )	<b>43</b> ( 39 )	<b>43.0</b> ( 44.3 )
製造業	933 ( 909 )	<b>189, 822. 5</b> ( 186, 096. 0 )	<b>872</b> ( 861 )	<b>58</b> ( 64 )	<b>1,802</b> ( 1,706 )	148 ( 127 )	<b>3, 678. 0</b> ( 3, 555. 5 )	<b>365. 0</b> ( 387. 5 )	1.94 ( 1.91 )	<b>500</b> ( 494 )	<b>53. 6</b> ( 54. 3 )
食料品・たばこ	<b>123</b> ( 123 )	<b>31, 873. 5</b> ( 31, 248. 5 )	<b>126</b> ( 126 )	<b>17</b> ( 18 )	<b>447</b> ( 404 )	<b>71</b> ( 57 )	<b>751. 5</b> ( 702. 5 )	109. 0 ( 102. 0 )	<b>2.36</b> ( 2.25 )	<b>72</b>	<b>58.5</b> ( 56.9 )
繊維工業	<b>17</b> ( 17 )	<b>2, 338. 5</b> ( 2, 358. 5 )	<b>7</b>	<b>0</b>	<b>18</b> ( 19 )	<b>3</b>	<b>33.5</b> ( 38.5 )	<b>1.5</b> ( 3.0 )	<b>1.43</b> ( 1.63 )	<b>8</b> ( 9 )	<b>47. 1</b> ( 52. 9 )
木材·家具	<b>7</b>	<b>788. 5</b> ( 835. 0 )	<b>2</b> ( 1 )	<b>0</b>	<b>7</b>	<b>0</b>	11.0 ( 8.5)	<b>3.0</b> ( 0.5 )	1. 40 ( 1. 02 )	<b>4</b> ( 3 )	<b>57. 1</b> ( 42. 9 )
パルプ・紙・ 印刷	109 ( 106 )	17, 733. 0 ( 17, 097. 5 )	<b>95</b> ( 81 )	<b>7</b>	<b>165</b> ( 153 )	<b>28</b> ( 26 )	<b>376. 0</b> ( 335. 0 )	<b>39.5</b> ( 39.0 )	<b>2.12</b> ( 1.96 )	<b>57</b> ( 54 )	<b>52.3</b> ( 50.9 )
化学工業	<b></b>	14, 404. 0 ( 14, 350. 0 )	<b>52</b> ( 51 )	<b>4</b> ( 7 )	<b>99</b> ( 104 )	9 ( 6 )	<b>211. 5</b> ( 216. 0 )	<b>21.0</b> ( 21.5 )	<b>1.47</b>	<b>40</b> ( 46 )	<b>43.0</b> ( 50.5 )
窯業·土石	13 ( 13 )	<b>1,856.5</b> ( 2,004.5 )	<b>8</b> ( 9 )	<b>0</b>	15 ( 19 )	<b>0</b>	<b>31.0</b> ( 37.0 )	<b>4.0</b> ( 4.0 )	<b>1.67</b>	9 ( 7 )	<b>69. 2</b> (53. 8 )
鉄鋼	<b>16</b> ( 15 )	1,881.5 ( 1,840.5 )	<b>8</b> ( 9 )	<b>1</b>	<b>16</b> ( 16 )	<b>0</b>	33.0 ( 35.5 )	1.0 ( 0.5 )	<b>1.75</b>	( 9)	<b>62. 5</b> ( 60. 0 )
非鉄金属	<b>20</b> ( 21 )	<b>2, 212. 0</b> ( 2, 567. 0 )	<b>9</b> ( 12 )	1 ( 2)	<b>21</b> ( 25 )	<b>2</b>	<b>41.0</b> ( 51.0 )	<b>2.0</b> ( 5.0 )	1.85	13 ( 13 )	<b>65.0</b> (61.9)
金属製品	<b>84</b> ( 77 )	<b>8, 336. 0</b> ( 7, 767. 5 )	<b>21</b> ( 24 )	<b>0</b>	<b>63</b> ( 55 )	<b>3</b>	106. 5 ( 104. 0 )	<b>9.5</b> ( 12.0 )	1. 28 ( 1. 34 )	<b>36</b>	<b>42.9</b> ( 44.2 )
電気機械	98 ( 98 )	<b>20, 326. 0</b> ( 20, 663. 0 )	113 ( 119 )	<b>7</b>	171 ( 163 )	<b>6</b> ( 5 )	<b>407. 0</b> ( 410. 5 )	<b>19.5</b> ( 33.0 )	<b>2.00</b> ( 1.99 )	<b>54</b> ( 52 )	<b>55. 1</b> ( 53. 1 )
その他機械	<b>218</b> ( 213 )	<b>58, 637. 5</b> ( 57, 568. 0 )	<b>284</b> ( 285 )	<b>16</b> ( 15 )	<b>510</b> ( 492 )	<b>8</b> ( 7 )	1, 098. 0 ( 1, 080. 5 )	<b>70. 5</b> ( 86. 0 )	<b>1.87</b>	118 ( 113 )	<b>54. 1</b> ( 53. 1 )
その他	135 ( 128 )	<b>29, 435. 5</b> ( 27, 796, 0 )	<b>147</b> ( 136 )	<b>5</b>	<b>270</b> ( 250 )	<b>18</b> ( 15 )	<b>578.0</b> ( 536.5 )	<b>84. 5</b> ( 81. 0 )	1.96 ( 1.93 )	<b>79</b> ( 84 )	<b>58. 5</b> ( 65. 6 )
電気・ガス・熱 共給・水道業	<b>13</b> ( 12 )	<b>2, 242. 0</b> ( 2, 165. 0 )	<b>8</b> ( 5 )	<b>0</b>	<b>8</b> ( 6 )	<b>3</b>	<b>25. 5</b> ( 17. 5 )	<b>5.5</b> ( 1.0 )	<b>1.14</b> ( 0.81 )	<b>6</b> ( 4 )	<b>46. 2</b> ( 33. 3 )
青報通信業	<b>42</b> ( 39 )	<b>7, 502. 0</b> ( 6, 963. 0 )	<b>25</b> ( 24 )	<b>1</b>	<b>53</b>	<b>7</b>	<b>107. 5</b> ( 102. 5 )	<b>9.0</b> ( 9.0 )	1. 43 ( 1. 47 )	18 ( 17 )	<b>42.9</b> ( 43.6 )
運輸業、郵便 業	<b>324</b> ( 302 )	<b>65, 627. 0</b> ( 63, 698. 5 )	<b>294</b> ( 279 )	46	618 ( 572 )	124	1, 314. 0 ( 1, 236. 0 )	152. 0	<b>2.00</b> ( 1.94 )	168	<b>51.9</b> ( 49.3 )
即売・小売業	<b>353</b> ( 340 )	<b>124, 707. 5</b> ( 121, 981. 5 )	<b>523</b> ( 485 )	110 ( 99 )	<b>1, 235</b> ( 1, 173 )	<b>366</b> ( 385 )	<b>2,574.0</b> ( 2,434.5 )	<b>273. 5</b> ( 249. 0 )	<b>2.06</b> ( 2.00 )	149 ( 132 )	<b>42. 2</b> ( 38. 8 )
金融業、保険 業	19 ( 20 )	<b>9, 703. 0</b> ( 9, 695. 5 )	<b>46</b> ( 44 )	5	<b>72</b> ( 65 )	10 ( 16 )	174. 0	<b>23.0</b> ( 36.5 )	<b>1.79</b>	<b>5</b>	<b>26.3</b> ( 30.0 )
下動産業、物 品賃貸業	<b>37</b> ( 35 )	<b>9, 603. 0</b> ( 9, 371. 5 )	( 44 ( 43 )	<b>8</b> ( 7 )	<b>60</b> ( 61 )	11 ( 10 )	<b>161. 5</b> ( 159. 0 )	<b>9.0</b> ( 13.0 )	1.68 ( 1.70 )	<b>14</b> ( 16 )	<b>37.8</b> ( 45.7 )
学術研究、専 門・技術サー ごス業	<b>38</b> ( 35 )	<b>4, 899. 0</b> ( 5, 183. 5 )	<b>19</b> ( 18 )	<b>4</b> ( 3 )	<b>22</b> ( 27 )	<b>6</b> ( 5 )	<b>67. 0</b> (68. 5 )	<b>12.0</b> ( 18.0 )	<b>1.37</b>	17 ( 14 )	<b>44.7</b> ( 40.0 )
コイス 音泊業、飲食 ナービス業	<b>41</b> ( 39 )	17, 300. 5	<b>61</b> ( 45 )	<b>42</b> ( 47 )	<b>281</b> ( 266 )	<b>92</b> ( 109 )	<b>491.0</b> ( 457.5 )	<b>48.0</b> ( 22.0 )	<b>2.84</b> ( 2.63 )	<b>21</b> ( 20 )	<b>51.2</b> ( 51.3 )
生活関連サー ごス業、娯楽	93 ( 93 )	10, 558. 5 ( 10, 818. 0 )	<b>42</b> ( 42 )	<b>9</b> ( 7 )	<b>84</b> ( 80 )	33 ( 26 )	<b>193. 5</b> ( 184. 0 )	35. 5	1.83 ( 1.70 )	30	<b>32. 3</b> ( 34. 4 )
<sup>民</sup> 教育・ 学習支援業	<b>67</b> ( 66 )	18, 279. 0 ( 17, 328. 0 )	<b>79</b> ( 72 )	<b>12</b> ( 11 )	118 ( 117 )	<b>16</b> ( 15 )	<b>296.0</b> ( 279.5 )	<b>25. 5</b> ( 24. 0 )	<b>1.62</b> ( 1.61 )	<b>28</b> ( 22 )	<b>41.8</b> ( 33.3 )
医療、福祉	<b>590</b> ( 548 )	105, 765. 0 ( 99, 306. 0 )	<b>490</b> ( 427 )	<b>173</b>	<b>782</b> ( 746 )	<b>886</b> ( 452 )	<b>2,378.0</b> ( 1,968.0 )	<b>608. 5</b> ( 333. 5 )	<b>2. 25</b> ( 1. 98 )	319 ( 307 )	<b>54. 1</b> ( 56. 0 )
复合サービス 事業	18 ( 19 )	13, 295. 0 ( 13, 293. 5 )	62	13 ( 11 )	116 ( 118 )	<b>37</b> ( 41 )	271.5	11.0 ( 24.0 )	<b>2.04</b> ( 2.03 )	7 ( 9 )	38. 9 ( 47. 4 )
ナービス業	311	<b>49, 863. 5</b> ( 45, 639. 5 )	<b>225</b> ( 213 )	<b>48</b> ( 46 )	<b>428</b> ( 392 )	126 ( 95 )	989. 0	141. 0 ( 150. 5 )	1. 98 ( 2. 00 )	148	<b>47. 6</b> ( 44. 2 )
	( 285 )	40,009.0	213	. 40	. 392	. 95 /	( 911.5 )	150.5	` 2.00 /	( 126 )	. 44.2

注 1(1)①の表と同じ

### ② 障害種別雇用状況

	1	z *						②身体阿										③知的障害者	者の数							<ul><li>④精神!</li></ul>	障害者の数	
区分	四石	手者の数	A.重障害			重度以外の身 (害者	C. 重害者	である短時 働者	身体	度以外の E 障害者で A 豆時間労働 0	$A \times 2 + B + C + D >$	F. うち 雇用分		A.重原 障害者		B. 重度以外の知 的障害者	害	重度知的障 D.重 者である短時 知的 労働者 ある 者		$A \times$	$\langle 2+B+C+D \times$	F. うち新規 雇用分	A.	精神障害者			C. 計 A+B×0.5	D. うち新規 雇用分
産業計	(	12, 912. 5 11, 984. 0	(	1, <b>957</b> 1, 873	(	<b>2, 664</b> 2, 619	(	人 <b>343</b> 315)	(	人 <b>478</b> 410)	<b>7, 160. 0</b> 6, 885. 0		81. 0 05. 0	(	人 <b>895</b> 800)	<b>2, 051</b> ( 1, 922	) (	1 <b>94</b> 183 ) (	<b>502</b> 445 )	_:	<b>4, 286. 0</b> 3, 927. 5	<b>620. 5</b> ( 465. 0	) (	1, <b>021</b> 896 )		人 <b>891</b> 551)	<b>1, 466. 5</b> ( 1, 171. 5	<b>427. 0</b> ( 277. 5 )
農業、林業	(	<b>5. 5</b> 3. 0 )	(	<b>2</b>		1 1		<b>0</b>	(	<b>0</b> 0)	<b>5.0</b> ( 3.0	)		(	<b>0</b> 0 )	0	) (	人 <b>0</b> 0) (	<b>0</b>	) (	0. 0 0. 0		(	<b>0</b>	(	人 <b>1</b> 0)	<b>0.5</b> 0.0	
漁業	(	<b>0.0</b> 0.0 )	(	0 )	(	0	(	0 )	(	0 )	0.0	)		(	<b>0</b>	( 0	) (	0 (	0 )	) (	<b>0.0</b> 0.0 )			0 )	(	0 )	<b>0.0</b> 0.0	
鉱業、採石業、 砂利採取業	(	<b>6.0</b> 6.0 )	(	<b>3</b>	(	0 )	(	0 )	(	0 )	<b>6.0</b> 6.0	)		(	0 )	<b>0</b>	) (	0 (	0 )	) (	<b>0.0</b> 0.0 )		(	0 )	(	0 )	( 0.0 0.0	
建設業	(	<b>180. 5</b> 165. 5 )	(	<b>46</b> 41 )	(	<b>46</b> 44 )	(	<b>7</b> 5 )	(	<b>4</b> 3 )	<b>147. 0</b> 132. 5	)		(	<b>11</b> 10 )	( 3	) (	<b>1</b> 1) (	0 )	) (	<b>27. 0</b> 24. 0 )		(	<b>6</b> 9 )	(	<b>1</b> 0 )	<b>6.5</b> 9.0	
製造業	(	<b>3, 678. 0</b> 3, 555. 5 )	(	<b>672</b> 672 )	(	<b>959</b> 944 )	(	<b>43</b> 49 )	(	<b>56</b> 55 )	<b>2, 374. 0</b> 2, 364. 5	)		(	<b>200</b> 189 )	<b>557</b> 517	) (	<b>15</b> <sub>15</sub> ) (	<b>42</b> 38 )	) (	<b>993.0</b> 929.0 )		(	<b>286</b> 245 )	(	<b>50</b> 34 )	<b>311.0</b> 262.0	
電気・ガス・ 熱供給・水道業	ξ (	<b>25. 5</b> 17. 5 )	(	<b>8</b> 5 )	(	<b>6</b> 5 )	(	0)	(	<b>2</b> 2 )	<b>23.0</b> 16.0	)		(	0 )	( 0	) (	0 ) (	0 )	) (	<b>0.0</b> 0.0 )		(	<b>2</b>	(	<b>1</b> 1)	<b>2.5</b> 1.5	
情報通信業	(	<b>107. 5</b> 102. 5 )	(	<b>21</b> 20 )	(	<b>30</b> 27 )	(	<b>1</b>	(	<b>3</b>	<b>74. 5</b> 68. 5	)		(	<b>4</b> 4 )	( <b>2</b> 5	) (	0 ) (	0 )	) (	<b>10.0</b> 13.0		(	<b>21</b> 19 )	(	<b>4</b> 4 )	<b>23.0</b> 21.0	
運輸業、郵便業	(	<b>1, 314. 0</b> 1, 236. 0 )	(	180 177 )	(	<b>312</b> 295 )	(	<b>27</b> 25 )	(	<b>42</b> 37 )	<b>720.0</b> 692.5	)		(	<b>114</b> 102 )	1 <b>94</b> ( 182	) (	<b>19</b> 24 ) (	<b>34</b> 44 )	) (	<b>458.0</b> 432.0 )		(	<b>112</b> 95 )	(	<b>48</b> 33 )	<b>136.0</b> 111.5	
卸売·小売業	(	<b>2, 574. 0</b> 2, 434. 5 )	(	<b>295</b> 276 )	(	<b>373</b> 367 )	(	<b>76</b> 72 )	(	<b>87</b> 92 )	<b>1,082.5</b> ( 1,037.0	)		(	<b>228</b> 209 )	624 605	) (	<b>34</b> <sub>27</sub> ) (	114 111 )	) (	<b>1, 171. 0</b> 1, 105. 5 )		(	<b>238</b> 201 )		1 <b>65</b> 182 )	<b>320.5</b> 292.0	
金融業、保険業	(	<b>174. 0</b> 166. 0 )	(	<b>41</b> 40 )	(	<b>48</b> 47 )	(	<b>5</b> 5 )	(	<b>10</b> 13 )	1 <b>40.0</b> ( 138.5	)		(	<b>5</b> 4 )	( <b>7</b>	) (	0 (	0 )	) (	<b>17.0</b> 12.0 )		(	<b>17</b> 14 )	(	<b>0</b> 3)	17.0 15.5	
不動産業、物品 賃貸業	(	<b>161. 5</b> 159. 0 )	(	<b>38</b> 37 )	(	<b>38</b> 38 )	(	<b>8</b> 7 )	(	<b>4</b> 3 )	<b>124. 0</b> 120. 5	)		(	<b>6</b>	( 8 I	) (	0 ) (	<b>1</b> 2 )	) (	<b>21. 5</b> 21. 0 )		(	<b>13</b> 15 )	(	<b>6</b> 5 )	<b>16.0</b> ( 17.5	
学術研究、専 門・技術サービ ス業	. (	<b>67. 0</b> 68. 5 )	(	<b>16</b> 17 )	(	<b>17</b> 18 )	(	<b>4</b> 3 )	(	<b>2</b> 2 )	<b>54. 0</b> 56. 0	)		(	<b>3</b> 1 )	( 0 1	) (	0 ) (	0 )	) (	<b>7.0</b> 2.0 )		(	<b>4</b> 9 )	(	<b>4</b> 3)	<b>6.0</b> 10.5	
宿泊業、飲食 サービス業	(	<b>491. 0</b> 457. 5 )	(	<b>26</b> 19 )	(	<b>41</b> 47 )	(	<b>15</b> 15 )	(	<b>17</b> 22 )	<b>116.5</b> ( 111.0	)		(	<b>35</b> 26 )	221 208	) (	<b>27</b> 32 ) (	<b>53</b> 74 )	) (	<b>344. 5</b> 329. 0 )		(	<b>19</b> 11 )	(	<b>22</b> 13 )	<b>30.0</b> 17.5	
生活関連サー ビス業、娯楽業	(	<b>193. 5</b> 184. 0 )	(	<b>21</b> 17 )	(	<b>24</b> 26 )	(	<b>5</b> 3 )	(	11 6 )	<b>76. 5</b> 66. 0	)		(	<b>21</b> 25 )	( 41 1	) (	<b>4</b> 4) (	9)	) (	<b>95. 5</b> 99. 5 )		(	<b>15</b> 13 )	(	<b>13</b> 11 )	<b>21.5</b> ( 18.5	
教育·学習支援 業	(	<b>296. 0</b> 279. 5 )	(	<b>72</b> 68 )	(	<b>86</b> 86 )	(	<b>10</b> 10 )	(	<b>6</b> 7 )	<b>243. 0</b> ( 235. 5	)		(	<b>7</b> 4 )	( 13 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	) (	<b>2</b> 1 ) (	<b>3</b> 2 )	) (	<b>30. 5</b> 25. 0 )		(	<b>19</b> 16 )	(	<b>7</b> 6 )	<b>22. 5</b> 19. 0	
医療、福祉	(	<b>2, 378. 0</b> 1, 968. 0 )	(	<b>338</b> 311 )	(	<b>420</b> 421 )	(	<b>98</b> 75 )	(	<b>153</b> 105 )	<b>1,270.5</b> ( 1,170.5	)		(	<b>152</b> 116 )	( 198 ( 173	) (	<b>75</b> 67 ) (	<b>207</b> 132 )	) (	<b>680. 5</b> 538. 0 )		(	<b>164</b> 152 )		<b>526</b> 215 )	<b>427.0</b> ( 259.5	
複合サービス事 業	(	<b>271. 5</b> 269. 5 )	(	<b>37</b> 36 )	(	<b>37</b> 39 )	(	<b>7</b>	(	<b>4</b> 4 )	<b>120.0</b> ( 119.0	)		(	<b>25</b> 24 )	59 57	) (	<b>6</b> 5) (	<b>23</b> 24 )	) (	<b>126. 5</b> 122. 0 )		(	<b>20</b> 22 )	(	<b>10</b> 13 )	<b>25.0</b> 28.5	
サービス業	(	<b>989.0</b> 911.5 )	(	<b>141</b> 133 )	(	<b>226</b> 214 )	(	<b>37</b> 39 )	(	<b>77</b> 58 )	<b>583. 5</b> 548. 0	)		(	<b>84</b> 80 )	( 117 ( 104	) (	<b>11</b> 7 ) (	<b>16</b> 9 )	) (	<b>304. 0</b> 275. 5		(	<b>85</b> 74 )	(	<b>33</b> <sub>28</sub> )	101.5 ( 88.0	

注 1(1)②の表と同じ

#### ③ 製造業における雇用状況 (障害種別)

	1)						②身	体障害者	か数	女								印的障害者								育神障害者		
区分	障害	言者の数 (の数)		.重度身体 害者	B. 外の 害っ	の身体障	障害	度身体 者である 間労働	の身者で		Δ	E. 計 A×2+B+C+ O×0.5		A.重度知的 障害者	B. 外害	の知的障	障領	重度知的 害者である 時間労働	の知者で		E A D	$\times 2 + B + C +$	A. 者	精神障害	者で	精神障害 である短時 が働者	C. A+3	計 B×0.5
製造業計	(	人 <b>3,678.0</b> 3,555.5)	. (	人 <b>672</b> ( 672 )	(	人 <b>959</b> 944 )	(	人 <b>43</b> 49 )	(	<b>56</b> 55 )	)	<b>2, 374. 0</b> ( 2, 364. 5	く	人 <b>200</b> ( 189 )	(	人 <b>557</b> 517 )	(	人 <b>15</b> 15 )	(	人 <b>42</b> 38 )	,	人 <b>993.0</b> ( 929.0 )	(	人 <b>286</b> 245 )	(	<b>50</b> 34 )	(	入 <b>311.0</b> 262.0 )
食料品・たばこ	(	人 <b>751. 5</b> 702. 5 )	(	人 <b>64</b> 68 )	(	人 <b>134</b> 133 )	(	人 <b>10</b> 11 )	(	<b>19</b> 17 )	)	<b>281. 5</b> ( 288. 5	人)	<b>62</b> ( 58 )	(	人 <b>254</b> 221 )	(	人 <b>7</b> 7)	(	<b>27</b> 26 )		人 <b>398. 5</b> ( 357. 0 )	(	<b>59</b> 50 )	(	人 <b>25</b> 14 )	(	<b>71. 5</b> 57. 0 )
繊維工業	(	<b>33. 5</b> 38. 5 )	(	<b>6</b> 6 )	(	<b>13</b> 14 )	(	<b>0</b>	(	<b>2</b> 5 )	)	<b>26. 0</b> 28. 5	)	( 2)	(	<b>3</b> 2 )	(	<b>0</b> 0 )	(	<b>0</b>		<b>5.0</b> (6.0 )	(	<b>2</b> 3 )	(	<b>1</b> 2 )	(	<b>2. 5</b> 4. 0 )
木材•家具	(	<b>11.0</b> 8.5 )	(	<b>2</b> 1 )	(	<b>5</b> 5 )	(	<b>0</b> 0 )	(	0 )	)	<b>9.0</b> 7.0	)	<b>0</b> ( 0 )	(	<b>1</b> 1 )	(	<b>0</b> 0 )	(	<b>0</b> 0 )		<b>1.0</b> ( 1.0 )	(	<b>1</b> 0 )	(	<b>0</b> 1 )	(	<b>1.0</b> 0.5 )
パルプ・紙・印刷	(	<b>376.0</b> 335.0 )	(	<b>78</b> 67 )	(	<b>89</b> 81 )	(	<b>6</b> 6 )	(	<b>8</b> 12 )	)	<b>255. 0</b> ( 227. 0	)	<b>17</b> ( 14 )	(	<b>52</b> 51 )	(	<b>1</b> 1 )	(	<b>4</b> 3 )		<b>89.0</b> (81.5)	(	<b>24</b> 21 )	(	<b>16</b> 11 )	(	<b>32. 0</b> 26. 5 )
化学工業	(	<b>211.5</b> 216.0 )	(	<b>38</b> 39 )	(	<b>55</b> 61 )	(	<b>2</b> 6 )	(	<b>6</b> 4 )	)	<b>136. 0</b> ( 147. 0	)	<b>14</b> ( 12 )	(	<b>23</b> 23 )	(	<b>2</b> 1 )	(	<b>3</b> 2 )		<b>54. 5</b> ( 49. 0 )	(	<b>21</b> 20 )	(	<b>0</b>	(	<b>21. 0</b> 20. 0 )
窯業•土石	(	<b>31.0</b> 37.0 )	(	<b>8</b> 9 )	(	<b>11</b> 14 )	(	<b>0</b> 0 )	(	0 )	)	<b>27. 0</b> 32. 0	)	( 0 )	(	<b>2</b> 4 )	(	0 )	(	<b>0</b> 0 )		<b>2.0</b> ( 4.0 )	(	<b>2</b> 1 )	(	<b>0</b>	(	<b>2. 0</b> 1. 0 )
鉄鋼	(	<b>33.0</b> 35.5 )	(	<b>8</b> 9 )	(	<b>13</b> 15 )	(	<b>1</b> 1 )	(	<b>0</b>	)	<b>30.0</b> ( 34.5	)	<b>0</b> ( 0 )	(	0 )	(	0 )	(	<b>0</b> 0 )		<b>0.0</b> ( 0.0 )	(	<b>3</b> 1 )	(	<b>0</b> 0 )	(	<b>3.0</b> 1.0 )
非鉄金属	(	<b>41.0</b> 51.0 )	(	<b>7</b> 10 )	(	<b>13</b> 16 )	(	<b>0</b> 1 )	(	0 )	)	<b>27.0</b> ( 37.0	)	( 2 )	(	<b>5</b> 7 )	(	<b>1</b> 1 )	(	<b>1</b> 0 )		<b>10. 5</b> ( 12. 0 )	(	<b>3</b> 2 )	(	<b>1</b> 0 )	(	<b>3. 5</b> 2. 0 )
金属製品	(	<b>106. 5</b> 104. 0 )	(	<b>12</b> 17 )	(	<b>38</b> 33 )	(	0 )	(	1 1 )	)	<b>62. 5</b> 67. 5	)	<b>9</b> ( 7 )	(	<b>15</b> 12 )	(	0 )	(	<b>0</b> 1 )		<b>33. 0</b> ( 26. 5 )	(	<b>10</b> 10 )	(	<b>2</b> 0 )	(	<b>11.0</b> 10.0 )
電気機械	(	<b>407. 0</b> 410. 5 )	(	<b>103</b> 110 )	(	<b>114</b> 108 )	(	<b>7</b> 7 )	(	<b>5</b> 3 )	)	<b>329. 5</b> ( 336. 5	)	( 9 )	(	<b>18</b> 19 )	(	0 )	(	<b>1</b> 2 )		<b>38. 5</b> ( 38. 0 )	(	<b>39</b> 36 )	(	0 )	(	<b>39.0</b> 36.0 )
その他機械	(	<b>1,098.0</b> 1,080.5 )	(	<b>239</b> 237 )	(	<b>311</b> 309 )	(	<b>12</b> 11 )	(	<b>5</b> 3 )	)	<b>803. 5</b> ( 795. 5	)	<b>45</b> ( 48 )	(	<b>116</b> 116 )	(	<b>4</b> 4 )	(	<b>1</b> 1 )		<b>210. 5</b> ( 216. 5 )	(	<b>83</b> 67 )	(	<b>2</b> 3 )	(	<b>84. 0</b> 68. 5 )
その他	(	<b>578. 0</b> 536. 5 )	(	<b>107</b> 99 )	(	<b>163</b> 155 )	(	<b>5</b> 6 )	(	<b>10</b> 9 )	)	<b>387. 0</b> ( 363. 5	)	<b>40</b> ( 37 )	(	<b>68</b> 61 )	(	<b>0</b> 1 )	(	<b>5</b> 3 )		<b>150. 5</b> ( 137. 5 )	(	<b>39</b> 34 )	(	<b>3</b> 3 )	(	<b>40. 5</b> 35. 5 )

注 1(1)②の表と同じ

#### (4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

		障害者	の数(人)			実雇用	率(%)		法知	定雇用率達成公	企業の割合	(%)
	埼玉	県	全	玉	垮	玉県	<u></u>	全 国	埼	玉県	全	玉
		対前年増減		対前年増減		対前年増減		対前年増減		対前年増減		対前年増減
平成 15 年	4, 755	123	247, 093	809	1. 38	0.00	1.48	0.01	39. 4	0.0	42.5	0.0
16	5, 186	431	257, 939	10, 846	1. 39	0. 01	1.46	△ 0.02	39.4	0.0	41.7	△ 0.8
17	5, 728	542	269, 066	11, 127	1.41	0.02	1.49	0.03	39.3	△ 0.1	42.1	0.4
18	5, 844. 0	116. 0	283, 750. 5	14, 684. 5	1. 45	0.04	1. 52	0.03	39.9	0.6	43.4	1.3
	( 5, 785.0 )	( 57.0)	( 281, 833.0)	( 12,767.0)	( 1.44 )	( 0.03)	( 1.51 )	0.02)				
19	6, 599. 5	755. 5	302, 716. 0	18, 965. 5	1.46	0.01	1.55	0.03	40.1	0. 2	43.8	0.4
20	7, 064. 0	464. 5	325, 603. 0	22, 887. 0	1.50	0.04	1.59	0.04	41.0	0. 9	44.9	1.1
21	7, 415. 0	351. 0	332, 811. 5	7, 208. 5	1. 54	0.04	1.63	0.04	41.6	0.6	45. 5	0.6
22	7, 817. 5	402.5	342, 973. 5	10, 162. 0	1. 59	0.05	1.68	0.05	40.4	△ 1.2	47.0	1.5
23	8, 403. 5	586. 0	366, 199. 0	23, 225. 5	1. 51	△ 0.08	1.65	△ 0.03	39.0	△ 1.4	45.3	△ 1.7
24	9, 166. 0	762. 5	382, 363. 5	16, 164. 5	1.62	0. 11	1.69	0.04	43.9	4. 9	46.8	1.5
25	10, 372. 0	1, 206. 0	408, 947. 5	26, 584. 0	1.71	0.09	1.76	0.07	39.9	△ 4.0	42.7	△ 4.1
26	11, 066. 0	694. 0	431, 225. 5	22, 278. 0	1.80	0.09	1.82	0.06	43.7	3.8	44.7	2.0
27	11, 531. 0	465.0	453, 133. 5	21, 908. 0	1.86	0.06	1.88	0.06	45.8	2. 1	47.2	2.5
28	11, 984. 0	453. 0	474, 374. 0	21, 240. 5	1. 93	0. 07	1.92	0.04	49.0	3. 2	48.8	1.6
29	12, 912. 5	928. 5	495, 795. 0	21, 421.0	2. 01	0.08	1. 97	0.05	49. 4	0. 4	50.0	1.2

#### 注 1

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

#### ~平成17年

- 「・身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
- ・知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、
- ・重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

#### 平成18年~

- (・身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
- ・ 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、
- 精神障害者、
- ・重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者 (精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

#### 注 2

- 一般の民間企業に対する法定雇用率は以下の通りである。
- · 平成11年~平成24年 1.8%
- 平成25年~ 2.0%

#### 注3

() 内は、それぞれ制度改正前の前年度と同じ方法により計算した数値である。

#### 平成23年~

- ・身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
- ・知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、
- •精神障害者、
- ・重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

# (5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

	①法定雇用率				②不足数			
区分	未達成企業の数	0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人-10人	10.5人-20人	20.5人以上
規模計	<b>1,510</b> (100.0%)	<b>1,101</b> (72.9%)	<b>270</b> (17.9%)	<b>87</b> (5.8%)	<b>32</b> (2.1%)	<b>18</b> (1.2%)	<b>2</b> (0.1%)	<b>0</b> (0.0%)
50-100人未満	<b>828</b> (100.0%)	<b>828</b> (100.0%)	_ _		_	<u> </u>	<del>-</del>	_ _
100-300人未満	<b>514</b> (100.0%)	<b>230</b> (44.7%)	<b>229</b> (44.6%)	<b>44</b> (8.6%)	<b>10</b> (1.9%)	<b>1</b> (0.2%)	<u>-</u> -	_ _
300-500人未満	<b>85</b> (100.0%)	<b>24</b> (28.2%)	<b>22</b> (25.9%)	<b>23</b> (27.1%)	<b>12</b> (14.1%)	<b>4</b> (4.7%)	_ _	_ _
500-1000人未満	<b>64</b> (100.0%)	15 (23.4%)	16 (25.0%)	17 (26.6%)	<b>8</b> (12.5%)	<b>8</b> (12.5%)	<b>0</b> (0.0%)	_ _
1,000人以上	<b>19</b> (100.0%)	<b>4</b> (21.1%)	<b>3</b> (15.8%)	<b>3</b> (15.8%)	<b>2</b> (10.5%)	<b>5</b> (26.3%)	<b>2</b> (10.5%)	<b>0</b> (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

<sup>2</sup> ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

#### 2 地方公共団体における在職・雇用状況

(1) 法定雇用率2.3%が適用される都道府県の機関 (詳細は3(1)①)

#### ① 概況

区分		② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	障害者及び 重度知的障 害者	重度知的障 害者である短	の身体障害 者、知的障害	障害者の数 D.重度以外の 身体障害障障等 がいに精神障 害者である職員 時間勤務職員	$^{\mathrm{A}\times2+\mathrm{B}+\mathrm{C}}_{+\mathrm{D}\times0.5}$	F. うち新規雇用分		⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
都道府県の機関	機関 <b>6</b> ( 6)	人 <b>10,432.0</b> ( 10,329.5 )	83 ( 85)	人 <b>4</b> ( 4)	90 ( 92)	<b>27</b> ( 31 )	人 <b>273.5</b> ( 281.5)	12.0 ( 12.0)	2.62 ( 2.73)	機関 <b>6</b> ( 5)	100.0 ( 83.3)

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を 乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外 の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしてい
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成28年6月1日現在の数値である。
- 6機関名については、後記、3地方公共団体・特殊法人の各機関の状況の(1)①参照

#### ② 障害種別在職状況

	1			②身体障:	害者の数					③知的障害者	が数				<ul><li>④精神障害</li></ul>	<b>手者の数</b>	
	障害者の数	A.重度身体障害	B. 重度以外	C. 重度	D. 重度以外	E. 計	a to de to	A.重度知的障害者	B. 重度以外の	C. 重度	D. 重度以外	E. 計	e the design	A.精神障害者	B. 精神障害者		as a state of
区分		者	の身体障害	身体障害者である短時間	の身体障害 者である短時	A×2+B+C	F. りち新規 雇田分		知的障害者	知的障害者である毎時間	の知的障害	$A \times 2 + B$	F. りち新規 雇用分		である短時間 勤務職員	$A+B\times0.5$	D. うち新規 雇用分
ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト			13	勤務職員	間勤務職員	10.0.5	/正/11/3			勤務職員	の知的障害 者である短時 間勤務職員	×0.5	/正/11/3		到你似只		) 座 / 11 / 3
			:	•	•	:				:	•						
				:						1		:					
	人	人	<i>.</i>	、 人	、 人	. <i>)</i>	人	人	人	. 人	.: 人	. 人	. 人	. 人	. 人	、 人	人
都道府県の機関	273.5	83	86	4	8	260.0	10.5	0	0	0	10	5.0	0.5	4	9	8.5	1.0
	(281.5)	( 85)	(88)	(4)	( 9)	( 266.5)	( 10.0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 10)	(5.0)	(0.5)	( 4)	( 12)	( 10.0)	(1.5)

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のE欄及び④C欄の計である。
- 2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③D欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに④B欄の精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③のE欄及び④C欄 を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のAB欄及び④のA欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のCD欄及び④のB欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。 5 ②③F欄及び④のD欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成28年6月1日現在の数値である。

### (2) 法定雇用率2.3%が適用される市町村の機関 (詳細は3(1)②)

### ① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	障害者及び 重度知的障 害者	害者及び重度	C. 重度以外の 身体障害者、知 的障害者及び 精神障害者	身体障害者及	A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規 雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100		⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
市町村の機関	機関 <b>93</b> ( 93)	人 <b>42,939.0</b> ( 42,757.5)	<b>324</b> ( 326)	人 <b>12</b> (  11)	389 ( 395)	人 <b>24</b> ( <b>22</b> )	人 1,061.0 ( 1,069.0)	25.5 ( 59.0 )	<b>2.47</b> ( 2.50 )	機関 <b>86</b> ( 91)	92.5 ( 97.8)

注 2(1)①の表の注1~5と同じ。機関名については、後記、3地方公共団体・特殊法人の各機関の状況の(1)②a~d参照

### ② 障害種別在職状況

	1		②身体障害者	の数				③知的障害者	<b>針の数</b>				④精神障	害者の数	
	障害者の数	A.重度身体障害 B. 重度以	外 C. 重度 D. 重	度以外の E. 計		A.重度知的障害者	B. 重度以外	:C. 重度	D. 重度以 :	E. 計		A.精神障害者	B. 精神障害者	f:C. 計	
		者 の身体障害	§ 身体障害者で 身体障	章害者で A×2+B+C	F. うち新規		の知的障害	知的障害者で	外の知的障	$A \times 2 + B$	F. うち新規		である短時間	$A+B\times0.5$	D. うち新規
区分		者	ある短時間勤 ある短	時間勤 +D×0.5	雇用分		者	ある短時間勤	害者である	$+C+D\times$	雇用分		勤務職員	1	雇用分
		ļ :	務職員 務職員	į ;				務職員	短時間勤務	0.5				•	
				:				:	職員					•	
														•	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		人: 人	\ <u> </u>	、
市町村の機関	1,061.0	323 321	12	19 988.5	20.5	1	5	0	0	7.0	1.0	63	5	65.5	4.0
	( 1,069.0)	( 325) ( 330	11)(	18) ( 1,000.0)	( 52.0)	( 1)	( 3)	( 0)	( 0)	( 5.0)	( 2.0)	( 62	) ( 4)	(64.0)	( 5.0)

注 2(1)②の表と同じ

# (3) 法定雇用率2.2%が適用される埼玉県等の教育委員会 (詳細は3(2)

# ① 概況

区分	機関数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	障害者及び 重度知的障 害者である短	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神 障害者	害者の数 D.重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短 時間勤務職員	A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規 雇用分		⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
埼玉県等の 教育委員会	(	幾関 <b>4</b> 31,042.5 4 ) ( 30,817.5 )	137 ( 137 )	、 人 <b>31</b> ( 29)	人 <b>331</b> (  333 )	人 <b>103</b> (  92 )	人 <b>687.5</b> ( 682.0 )	人 <b>43.5</b> (65.0)	2.21 ( 2.21)	機関 <b>4</b> ( 4)	100.0 ( 100.0 )

注 2(1)①の表の注1~5と同じ。機関名については、後記、3地方公共団体・特殊法人の各機関の状況の(2)参照

### ② 障害種別在職状況

	1			②身体障	害者の数					③知的障	害者の数				<ul><li>④精神障害者</li></ul>	の数	
	障害者の数	A.重度身体障害	B. 重度以外	C. 重度	D. 重度以外	E. 計		A.重度知的障	B. 重度以外の	C. 重度	D. 重度以外	E. 計		A.精神障害者	B. 精神障害 C		
		者	の身体障害	身体障害者	の身体障害			害者	知的障害者	知的障害者	の知的障害	$A \times 2 + B + C$	F. うち新規		者である短時 A		D. うち新規
区分			.者	である短時間	者である短時	$+D\times0.5$	雇用分			である短時間	者である短時	$+D\times0.5$	雇用分		間勤務職員		雇用分
			:	勤務職員	間勤務職員					勤務職員	間勤務職員				1 1		
			•		:					•	1						
uta est alla teta i	人	人	<u>.</u>	, J	人	人	人	人	人	. 人	人	人	. 人	,	人	人	人
埼玉県等の 教育委員会	687.5	136	305	23	33	616.5	19.5	1	1	8	19	20.5	15.0	25	51	50.5	9.0
教育安貝云	( 682.0)	( 136)	( 310)	( 20)	( 29)	(616.5)	( 27.5)	( 1)	( 1)	( 9)	( 12)	( 18.0)	( 15.0)	( 22)	( 51) (	47.5)	( 22.5)

注 2(1)②の表と同じ

# 3 地方公共団体・特殊法人の各機関の状況

# (1) 法定雇用率2.3%が適用される地方公共団体 ① 埼玉県の機関

機関名	① 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数		③ 雇用率	④ 不足数	備考
埼玉県の機関合計	10,432.0	273.5	2.62	0.0	
埼玉県知事部局	7,176.5	194.0	2.70	0.0	
埼玉県議会事務局	66.5	2.0	3.01	0.0	
埼玉県企業局	417.5	10.0	2.40	0.0	
埼玉県病院局	1,274.5	30.0	2.35	0.0	
埼玉県下水道局	106.5	4.0	3.76	0.0	
埼玉県警察本部	1,390.5	33.5	2.41	0.0	

# ② 市町村の機関 a 市長部局の機関

<b>a 市長部局の機関</b> 機関名	① 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 雇用率	④ 不足数	備考
市町村の機関合計	42,939.0	1,061.0	2.47	7.5	
市長部局の機関小計	35,124.5	859.0	2.45	5.0	
川越市	2,349.5	66.0	2.81	0.0	特例認定あり(注5)
熊谷市	1,057.0	26.5	2.51	0.0	
川口市	2,664.5	61.5	2.31	0.0	
さいたま市	5,397.5	128.0	2.37	0.0	
行田市	426.0	10.0	2.35	0.0	特例認定あり(注5)
秩父市	612.0	15.0	2.45	0.0	
所沢市	1,673.0	42.0	2.51	0.0	特例認定あり(注5)
飯能市	482.0	12.0	2.49	0.0	
加須市	699.0	17.0	2.43	0.0	特例認定あり(注5)
本庄市	457.0	13.0	2.84	0.0	
東松山市	744.0	18.5	2.49	0.0	特例認定あり(注5)
春日部市	1,088.0	28.0	2.57	0.0	特例認定あり(注5)
狭山市	952.0	23.0	2.42	0.0	特例認定あり(注5)
羽生市	312.0	6.0	1.92	1.0	特例認定あり(注5) 不足解消(注6)
鴻巣市	554.0	14.0	2.53	0.0	
深谷市	762.0	18.0	2.36	0.0	特例認定あり(注5)
上尾市	1,034.5	25.0	2.42	0.0	特例認定あり(注5)
草加市	1,131.0	26.0	2.30	0.0	特例認定あり(注5)
越谷市	1,693.0	38.0	2.24	0.0	特例認定あり(注5)
蕨市	341.0	8.0	2.35	0.0	
戸田市	679.0	15.0	2.21	0.0	
入間市	806.0	19.5	2.42	0.0	
朝霞市	705.0	19.0	2.70	0.0	特例認定あり(注5)
志木市	427.0	10.5	2.46	0.0	特例認定あり(注5)
和光市	470.0	11.0	2.34	0.0	特例認定あり(注5)
新座市	788.0	20.0	2.54	0.0	特例認定あり(注5)
桶川市	363.0	10.0	2.75	0.0	
久喜市	939.5	29.0	3.09	0.0	特例認定あり(注5)
北本市	310.0	9.0	2.90	0.0	
八潮市	476.0	9.0	1.89	1.0	特例認定あり(注5) 不足解消(注6)
富士見市	783.0	18.0	2.30	0.0	特例認定あり(注5)
ふじみ野市	587.0	14.0	2.39	0.0	特例認定あり(注5)
三郷市	722.5	14.0	1.94	2.0	特例認定あり(注5)
蓮田市	330.0	7.0	2.12	0.0	特例認定あり(注5)
坂戸市	524.0	13.0	2.48	0.0	特例認定あり(注5)
幸手市	340.5	6.0	1.76	1.0	特例認定あり(注5)
鶴ヶ島市	325.0		3.69	0.0	
日高市	349.0		2.44		特例認定あり(注5)
吉川市	428.0		2.57		特例認定あり(注5)
白岡市	343.0	8.0	2.33		特例認定あり(注5)

#### b 町村長部局の機関

D 町村長部局の機関	(Ī)	1			1	
機関名	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 雇用率	④ 不足数	備考	
町村長部局の機関小計	3,475.0	94.0	2.71	1.0		
伊奈町	249.0	6.0	2.41	0.0	特例認定あり(注5)	
三芳町	274.0	7.0	2.55	0.0	特例認定あり(注5)	
毛呂山町	242.5	7.5	3.09	0.0	特例認定あり(注5)	
越生町	107.0	4.0	3.74	0.0	特例認定あり(注5)	
滑川町	102.5	1.0	0.98	1.0	特例認定あり(注5) 不足解消(注6)	
嵐山町	121.0	3.0	2.48	0.0		
小川町	281.5	8.0	2.84	0.0	特例認定あり(注5)	
ときがわ町	121.5	4.0	3.29	0.0		
川島町	173.0	4.0	2.31	0.0	特例認定あり(注5)	
吉見町	128.0	2.0	1.56	0.0		
鳩山町	111.0	7.0	6.31	0.0		
横瀬町	92.0	2.0	2.17	0.0		
皆野町	54.0	1.0	1.85	0.0		
長瀞町	69.5	2.0	2.88	0.0		
小鹿野町	123.0	4.0	3.25	0.0		
東秩父村	76.0	3.0	3.95	0.0		
美里町	95.0	2.0	2.11	0.0	特例認定あり(注5)	
神川町	115.5	3.0	2.60	0.0		
上里町	113.5	3.0	2.64	0.0		
寄居町	169.0	3.5	2.07	0.0		
宮代町	172.0	3.0	1.74	0.0		
杉戸町	296.5	8.0	2.70	0.0	特例認定あり(注5)	
松伏町	188.0	6.0	3.19	0.0		

#### c 市町村教育委員会の機関

機関名	① 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 雇用率	④ 不足数	備考
市町村教育委員会の機関小計	1,874.5	50.0	2.67	0.0	
秩父市教育委員会	128.0	3.0	2.34	0.0	
所沢市教育委員会	225.0	5.0	2.22	0.0	
飯能市教育委員会	69.0	3.0	4.35	0.0	
本庄市教育委員会	60.0	1.0	1.67	0.0	
鴻巣市教育委員会	65.0	2.0	3.08	0.0	
上尾市教育委員会	242.5	7.0	2.89	0.0	
越谷市教育委員会	283.0	6.0	2.12	0.0	
蕨市教育委員会	58.0	2.0	3.45	0.0	
戸田市教育委員会	77.5	2.0	2.58	0.0	
入間市教育委員会	307.0	7.0	2.28	0.0	
桶川市教育委員会	52.0	2.0	3.85	0.0	
北本市教育委員会	52.0	3.0	5.77	0.0	
八潮市教育委員会	50.0	2.0	4.00	0.0	
日高市教育委員会	106.0	2.0	1.89	0.0	
滑川町教育委員会	56.0	2.0	3.57	0.0	
ときがわ町教育委員会	43.5	1.0	2.30	0.0	

### d 市町村その他の機関

機関名	① 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 雇用率	④ 不足数	備考
市町村その他の機関小計	2,465.0	58.0	2.35	1.5	
さいたま市水道局	399.5	13.0	3.25	0.0	
越谷・松伏水道企業団	99.0	3.0	3.03	0.0	
坂戸・鶴ヶ島水道企業団	53.0	1.0	1.89	0.0	
川口市水道局	100.5	2.0	1.99	0.0	
所沢市上下水道局	145.0	5.0	3.45	0.0	
川口市立医療センター	428.0	9.0	2.10	0.0	
春日部市立医療センター	189.0	5.0	2.65	0.0	
さいたま市立病院	341.5	7.5	2.20	0.0	
草加市立病院	336.5	7.0	2.08	0.0	
秩父市立病院	123.0	1.0	0.81	1.0	不足解消(注6)
東埼玉資源環境組合	45.0	1.0	2.22	0.0	
蕨市立病院	100.0	1.5	1.50	0.5	
国保町立小鹿野中央病院	54.0	1.0	1.85	0.0	
朝霞地区一部事務組合	51.0	1.0	1.96	0.0	

### (2) 法定雇用率2.2%が適用される埼玉県等の教育委員会

機関名	① 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 雇用率	④ 不足数	備考
埼玉県等の教育委員会合計	31,042.5	687.5	2.21	0.0	
埼玉県教育委員会	25,859.0	571.0	2.21	0.0	
熊谷市教育委員会	161.0	4.0	2.48	0.0	
川口市教育委員会	550.5	12.0	2.18	0.0	
さいたま市教育委員会	4,472.0	100.5	2.25	0.0	

# (3) 法定雇用率2.3%が適用される特殊法人

(3) 本化権用平4.370が週用	C 10 D 14 MINATO				
機関名	① 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる労働者数	② 障害者の数		④ 不足数	備考
特殊法人合計	405.5	7.5	1.85	1.0	
公立大学法人埼玉県立大学	152.5	3.5	2.30	0.0	
埼玉県住宅供給公社	253.0	4.0	1.58	1.0	

- 注1 表(1)及び表(2)の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除 外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数で ある。
  - 2 表(3)の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体 障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定め られた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
  - 3 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、重度障害者(短時間 勤務職員以外の身体障害者及び知的障害者)については、法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブル カウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法 律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
  - 4 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者 の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
  - したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成 となる。
  - 5 注5の機関は、特例認定を受けている。

白岡市

白岡市教育委員会

- 特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、 厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものであ
- 6 ①羽生市においては、12月12日現在において、障害者数7.0人、実雇用率2.24%、不足数0.0人になっている。
  - ②八潮市においては、9月4日付特例認定により解消。
  - ③滑川町においては、9月15日付特例認定により解消。
  - ④秩父市立病院においては、10月1日現在において、障害者数2.0人、実雇用率1.64%、不足数0.0人になっている。

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)	認定年月日	認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)	認定年月E
川越市	川越市教育委員会	26.3.26	伊奈町	伊奈町教育委員会	20.7.15
川越巾	川越市上下水道局	20.3.20	17宗町	伊奈町議会事務局	29.5.24
行田市	行田市教育委員会	20.10.28	三芳町	三芳町教育委員会	27.3.17
所沢市	所沢市市民医療センター	24.5.30	毛呂山町	毛呂山町教育委員会	15.8.4
加須市	加須市教育委員会	18.3.17	越生町	越生町教育委員会	19.9.11
	東松山市教育委員会		滑川町	滑川町教育委員会	29.9.15
東松山市	東松山市立市民病院	20.3.25	小川町	小川町教育委員会	15.8.4
	東松山市水道事業		川島町	川島町教育委員会	15.12.26
春日部市	春日部市教育委員会	23.12.7	美里町	美里町教育委員会	18.11.20
狭山市	狭山市教育委員会	16.3.19	杉戸町	杉戸町教育委員会	20.8.22
羽生市	羽生市教育委員会	18.3.22			
深谷市	深谷市教育委員会	20.9.10			
上尾市	上尾市上下水道部	25.5.10			
#+==	草加市教育委員会	17.1.21			
草加市	草加市水道部	24.8.29			
越谷市	越谷市立病院	25.5.30			
朝霞市	朝霞市教育委員会	18.3.17			
志木市	志木市教育委員会	23.11.25			
和光市	和光市教育委員会	19.12.17	1		
新座市	新座市教育委員会	20.11.26			
久喜市	久喜市教育委員会	20.7.8			
u >+n-+-	八潮市教育委員会				
八潮市	八潮市水道部	29.9.4			
富士見市	富士見市教育委員会	20.8.7			
ふじみ野市	ふじみ野市教育委員会	19.12.17			
三郷市	三郷市教育委員会	20.7.15			
蓮田市	蓮田市教育委員会	18.11.24			
坂戸市	坂戸市教育委員会	25.3.27	1		
幸手市	幸手市教育委員会	20.7.8	1		
日高市	日高市議会事務局	25.12.12	1		
吉川市	吉川市教育委員会	19.10.23	1		

19.7.23